

生徒心得

(全日制)

1 規律に関する事項

(1) 基本姿勢

- 本校生徒としての自覚と誇りを持ち行動する。
- 礼節を重んじ、責任ある行動を心掛ける。
- 団体生活の規律を遵守し、他人を思いやれる行動を心掛ける。

(2) 主な禁止事項

- 考査に関わる不正行為。
- いじめ、いじり、からかい行為。
- 窃盗、暴力、飲酒、喫煙、薬物乱用などの刑法や禁止条例にふれる行為。
- 道路交通法に触れる行為。
- 公営のギャンブル場やパチンコ店などの遊技場への入場。

(3) 携帯電話の使用について

- マナーを守り他人に迷惑をかけないようにし、学校生活に支障をきたすことのないようにする。(詳細は別に定める)

(4) 各種届け出

- 生徒集会、校内掲示、放送等は、生徒部長を通して校長の許可を受けなければならない。
- 自動車免許取得は、3年生の2学期以降に別途指示をする。
- アルバイトは別に定める規定に準じて雇用主の確認と保護者同意の上、学校に届け出なければならない。

2 校内における注意事項

(1) 学習活動について

- 正当な理由なく授業を欠席しない。
- 欠席、遅刻の場合は、原則、保護者が担任に連絡する。
- 早退、欠課は事前に担任に届け出る。
- 登校後は、放課後まで許可なく校外に出てはならない。

(2) 校内の活動について

- 公共の建築物、施設、備品等の取り扱いは十分に留意する。
- 校内の清掃美化に留意し、清潔で快適な環境を保つように努める。

(3) 服装規定

- 本校規定の制服を着用すること。（詳細は別に定める）
- ピアス、ネックレス等の装飾品および化粧は禁止する。

(4) 頭髪規定

- 社会通念上好ましい髪型とする。（詳細は別に定める）

3 交通安全に関する事項

(1) 交通安全の遵守及び義務

- 被害者、加害者のどちらにもならないように交通ルールを守り、責任ある行動を心掛ける。
- 交通事故に遭遇した場合は、速やかに対応（警察、救急）するとともに学校に報告する。

(2) 自転車利用について

- 自転車通学を希望する者は、「自転車通学届」を提出し、自転車点検を受けなければならない。
- 許可車両には登録番号ステッカーを貼り付けること。
- 自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化（2024年10月1日より）
- 通学に利用する場合以外も「学校管理下」の活動において運転する際は、SGマークなどの安全性を示すマークの付いたヘルメットを着用すること。
- ※「学校管理下」とは、自転車通学生の登下校だけでなく、校外での課外授業や部活動等で、他校や試合会場に自転車で行く場合なども含む。

付則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、交通安全に関する事項を一部改め令和6年4月1日から施行する。

この規定は、交通安全に関する事項を一部改め令和7年4月1日から施行する。